

託送料金を問うー原発のない社会をめざして(その4)

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままに

号外

発行：一般社団法人グリーンコープ共同連合会
編集：共生の時代・編集部
〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL092(481)7923
FAX092(481)7876
http://www.greencoop.or.jp/

第一号議案 託送料金訴訟決定の件

私たちは、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が経済産業省令によって託送料金に上乗せされることの違法性に対して、国と大手電力会社を相手とする訴訟を行います。

訴訟を通して、大手電力会社と原発がどれほど不当に優遇されつづけ、今後もそれが国民負担のもとに続けられていくことになるかを明らかにします。

東京電力と国による福島第一原発事故への責任をより明確にし、その対処が適切に進むようにすること、原発廃炉が適切に進んでいくこと、私たちに見えないようにされている原発が持つ問題をあらためて整理して、原発を本場に続けていくかについて、組合員や国民一人ひとりが考え、話し合って、決めていける社会に向かうことのために、努力をかたむけていきます。

とする訴訟をそれぞれ起こすことについて、この間、調査と検討を詳細に進めてきました。

(五) その判断について、本日の臨時総会にて、代議員の皆さんでよく話し合っていたら、以下提案をいたします。

二、訴訟の内容は次のとおりです。
(一) 今回の2つの負担金を経済産業省令で託送料金に上乗せすることがどうして違法、不当と考えるかについての整理は次のとおりです。

(1) 電気事業法が省令に委任できる範囲を逸脱しています。5つの問題があります。
一) これを決めた有識者会議は、自分で「政策」を決めて、「その政策」に基づいて、「その政策」のための「制度」を作るといって、おかしな議論をしています。

二) 議論にあたって、経済産業省は、この世に存在しない「一般負担金の過去分」なるものを捏造し、かつ、他に3点で議論を悪誘導し、錯誤させて、あつてはならない決定をたらしめています。

三) つくられた「制度」の前提とされた「一般負担金の過去分」という考えは2016年の経済産業省によって捏造されたものです。

四) 賠償負担金額の算定が根拠をもっていないこと、そして廃炉円滑化負担金額は白紙委任の状態であるからなるか目処も立たないことがあります。

五) 2016年9月に有識者会議の設置から今日まで、電気料金・託送料金の最大原則である「透明・公平・公正」が損なわれ続けてきたこと。

東京電力福島第一原発事故の対処に関する法律体系が振じ曲げられます。事故の賠償が終わっていないのに終わったものとされるような時がもたらされるかもしれません。また、どんな施設も事業者がその廃棄に責任を持つのが社会のルールですが、六年前から、原発廃炉についてだけ、法律に一切よらず特別な事業者優遇の措置が始まりました。廃炉する原発施設や使わなくなった核燃料を資産と扱って、その費用を料金から徴収するというものです。廃炉円滑化負担金はそれを既成事実化するものです。そんなことを止めないと大変なことになります。

原発の真のコストと負担がどうなっているかは今でも闇の部分が多いです。それを更に助長することになります。そもそも電気料金と託送料金にも皆さんの疑問があります。原発を優遇して実は国民負担にさせているコストを明らかにせず、「原発は安価だから国民生活になくしてはならない」といった喧伝(けんでん)を止めさせないといけません。

経済産業省令で2つの負担金を託送料金に上乗せすることを決めて、それで済ませていくことは、

(2)面につづく

(三) 一方、これを決めた経済産業省令が施行されるのは本年4月です。経済産業省が思い留まったり大手電力会社が徴収しないと決めない限り、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされた後に、両負担金の徴収が開始されることとなります。

そのようになった時、私たち・グリーンコープは、私たちが設立したグリーン・市民電力が原告となって、国(経済産業省)と大手電力会社(九州電力)とを相手

とします。

一、はじめに
(一) 私たちグリーンコープは、何よりも生命(いのち)そのものを大切にしたいという願いのもとに歩んできました。その立場から、知ることになった「託送料金」の問題について学習、話し合いを重ね、昨年6月の通常総会で、訴訟も辞さずにこの問題に取り組んでいくこと、その最終決定を本日開催する臨時総会で行うことを決議しました。

(二) この間、経済産業省と関西電力・中国電力・九州電力各社に「賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするのはおかしい。思い留まってほしい。」との要請を届け、九州電力を除く各位とそれを議題とする説明と話し合いの場がもたれました。しかし、その願いは叶えられていません。これからの要請の努力はつづけていきます。また、こうした問題があることについて、全国の電力事業者にお伝えすることを始めています。今後、国会議員などへも同じことを試みたいと考えます。

(三) 一方、これを決めた経済産業省令が施行されるのは本年4月です。経済産業省が思い留まったり大手電力会社が徴収しないと決めない限り、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされた後に、両負担金の徴収が開始されることとなります。

そのようになった時、私たち・グリーンコープは、私たちが設立したグリーン・市民電力が原告となって、国(経済産業省)と大手電力会社(九州電力)とを相手

とします。

(四) 一方、これを決めた経済産業省令が施行されるのは本年4月です。経済産業省が思い留まったり大手電力会社が徴収しないと決めない限り、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされた後に、両負担金の徴収が開始されることとなります。

そのようになった時、私たち・グリーンコープは、私たちが設立したグリーン・市民電力が原告となって、国(経済産業省)と大手電力会社(九州電力)とを相手

とします。

(2)面につづく



第一号議案を提案する
グリーンコープ共同体 代表理事
熊野 千恵美さん



共同体第二期臨時社員総会 議案採択の結果

代議員数213人(議長を含む)	反対	保留	賛成
第一号議案 託送料金訴訟決定の件	1	1	多数
第二号議案 議案決議効力発生の件	0	0	多数

グリーンコープは、福島第一原発事故後、原発に頼らないエネルギーを自分たちで生み出そうと、一般社団法人グリーン・市民電力を設立し、発電所づくりやグリーンコープでんきの共同購入に取り組んでいます。

取り組みをすすめる中で、新電力会社が大手電力会社に支払う託送料金(電線使用料)に、本来含まれるべきでない原発事故の「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」が上乗せされることが分かりました。発送電の法的分離が施行される2020年4月から実施される予定です。

本来ならば東京電力が負うべき福島第一原発事故の賠償責任を、脱原発をめざす新電力会社が負担する託送料金に転嫁することは、原発の電気を使いたくないと願う国民に原発事故の処理費用を負わせることとなります。グリーンコープはこの問題を広く社会に訴えるため、国と電力会社を相手に訴訟を起こすことを検討してきました。2020年1~2月、グリーンコープの各生協で臨時総会を開き、全生協が賛成多数で合意しました。これを受け、2月12日に一般社団法人グリーンコープ共同体の第二期臨時社員総会を開催しました。その結果、託送料金訴訟について賛成多数で可決・承認され、グリーンコープの総意として託送料金訴訟を起こすことを決定しました。

臨時社員総会后に、組合員の代表と、共に訴訟に向かう弁護士の皆さんがトークセッションを行いました。そのようすについては、共生の時代4月号でお伝えします。

※議案は下記のとおりです。参考資料も含め、ホームページの「託送料金を問う」でも案内しています。

(1面からつづく)

原発の真のコストと、そのコストを誰がどう負担しているのか、国民は実は原発にどれだけの負担を持たされているかといったことを、さらにまた分らなくさせてしまっています。それによって、電気事業法第18条が歪められ、最大原則である電気料金・託送料金の「透明・公平・公正」が損なわれます。

こうしたことの積み重ねが、当たり前の社会を損なっていくこととなります。私たちは、こうした透明・公平・公正でないことをおかしいと考え、それに立ち向かっていき、子どもたちにそう言えるようにしたいと思えます。

責任を取るべき者が責任を取らず、不公正がまかり通ることになります。透明・公平・公正な電気料金と託送料金が、国民の願いです。情報公開がされ、民主主義が実体化することが必要です。そして、生命とくらしを脅かす原発は必要なのかについて、国民皆で判断できるようにする必要があります。

(2)訴訟の概要

(1)訴訟の当事者と時期

一)訴訟当事者はグリーン・市民電力です。グリーン・市民電力が原告となり、国を相手に「新しい託送料金変更認可の取消しを求め」訴訟(取消訴訟)を、次に九州電力を相手に「託送料金中の両負担金分の返済を求め」訴訟(不当利得返還等請求訴訟)を起こします。

二)時期は、2020年4月に経済産業省令が施行され、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の承認、申請、通知、認可等がなされ、両負担金の徴収が開始された後の、2020年の夏から秋にかけてとなると考えています。

(2)訴えること

一)国に対する訴訟では「電線使用とは関係がない原発費用(賠償負担金と廃炉円滑化負担金)を上乗せした託送料金の認可をすることは間違っている、その認可の取消しをしてもらいたい」と訴えます。

二)九州電力に対しては「託送料金は大手電力会社に電線使用料として支払うものなのに、それに関係がない原発費用(賠償負担金と廃炉円滑化負担金)の上乗せがされている。その上乗せ分を返してもらいたい。今後支払えない」と訴えます。

(3)訴訟の費用について

一)裁判費用は、(ア)裁判所への印紙手数料・(イ)弁護士報酬・(ウ)交通費やコピー等実費の3つです。(ア)は数万円程度、(ウ)は年に数十万円程度、(イ)は着手金と成功報酬からなり、着手金は予想される労力と訴える額等、成功報酬は判決の最終結果に応じて支払います。

(2)弁護士報酬については、本件は単なる金銭請求訴訟ではなく「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めることが許されるのか」「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めることを省令のみで決定してよいのか」を問う、社会的意義のある重要な訴訟であることを踏まえ、また、この間検討をともにしてきた弁護士5名いずれもがその意義とグリーンコープの考えや理念に共感することから、費用をできる限り抑えてもらうこととしました。またあらかじめ成功報酬の考え方も整理しました。

1)着手金・国に対する取消訴訟と、九州電力に対する不当利得返還等請求訴訟の2つをあわせて、5名で1,350万円とします。

2)成功報酬：①勝訴の場合は5名で2,500万円とします。②実質的勝訴の場合(敗訴判決であるが、理由中の判断で「託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含めるため」には、国会できちんと議論して法律制定の形にすることが望ましい。)とされるなどで、その後の取組みにつながっていく場合は5名で1,250万円とします。グリーン・市民電力やグリーンコープ自体の経営に打撃を与えるようなことにはなりません。

三)控訴、上告がある際には一審の様子を踏まえ、着手費用を相談して定めます。

グリーン・市民電力の経営への影響について
一)グリーン・市民電力が裁判費用をまかないません。グリーン・市民電力の再エネ発電事業が順調に進んでいることから、上の費用をつくることは、控訴や上告のさいの着手費用を想定した場合も含めて、大丈夫と試算しています。

二)また、この訴訟では、①2つの負担金をグリーンコープでんき契約者に請求せずにグリーン・市民電力が負担しておく、②グリーン・市民電力がこの負担に基づいて大手電力会社・国を訴える、とします。この負担分は、現時点、最大年間200万円強と見積もられます。判決が出るまでグリーン・市民電力が負担しておきます。勝訴であれば戻ってきて、敗訴であれば戻ってきません。この負担も含めて試算しています。

・国が出している「賠償負担金」案は「1kWh 0.07円。標準家庭(260kWh)で月18円位」となっています。

・グリーン・市民電力契約者の電力使用量は、月平均240kWh。年間2,900kWhです。

(低圧) 3900件・1件当り 340kWh
計133万kWh

(高圧) 52件・1件当り2万6千kWh
計107万kWh

合計 240万kWh
賠償負担金試算は、月平均16万8千円。年間201万6千円になります。

(低圧) 133万kWh×0.07円
計9万3千円
(高圧) 107万kWh×0.07円
計7万5千円
合計 16万8千円

なお、高圧契約の大半はグリーンコープ関係事業所なので、それを含めるかどうか等は、今後の検討によりまします。

「廃炉円滑化負担金」のほうは、まだ内容も額も示されていません。

三)以上をグリーン・市民電力の経営の中で支出することによってグリーンコープでんき料金を値上したり、グリーン電力出資金を損なったりすることはありません。もちろん、これを支出する中でどのように経営を進めていくかの計画をつねに考えます。グリーンコープ本体の経営への影響や、商品代金への転嫁などはありません。

四)そのうえで、「(仮称)託送料金訴訟を支える会」をつくり、広く組合員・市民の方に、この問題をともに考え、協力をいただけるようなカンパ金と呼びかけます。そうすることでグリーン・市民電力の経営への影響を減らし、組合員が主権者である意味を共有します。

ご了解をお願いします。

また、訴状案については総会当日に回収する予定です。当日欠席される代議員の方は、書面議決書提出にあわせて回収にご協力をお願いします。加えて、訴状案の複写等はなされないように、ご協力をお願いします。

四 これからについて
(一) 経済産業省とエリア内の大手電力三社に、諦めることなく「賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せするのはおかしい。思い留まってほしい」という話し合いを行い続けまします。

(二) また、①議員へ知らせること、②全国の運動団体や新電力事業者に知らせること、③国会での院内集会の実施等を取組みまします。

(三) 行政も国会も変わらず、大手電力会社の方針も変わらないとき、訴訟を提起していきます。そうした時、組合員や市民の一人ひとりがこの託送料金問題を私たちの生活に関わる自分たちの問題として考えて関わることでできるようにするため、「支える会」をつくって、広くカンパを呼びかけて進めていけるようにしたいと考えています。そのお金を裁判費用にあて、また傍聴など裁判を支える活動や組合員間や社会的な取組みにも活かしていきます。また、組合員や市民が誰でも進行の状況や内容を知っていきけるように進めていきます。

以上を踏まえ、グリーンコープ共同体総会と各生協総代会をそれぞれにて、代議員や総代の考えを出し合って話し合い、本提案の可否を議論して、裁判を行うかどうかの判断をお願いいたします。

以上

第二期臨時社員総会での質疑応答

Q. 訴訟やその費用について抵抗感がある。グリーン・市民電力は、2018年度赤字決算だった。2019年度は黒字だとしても、着手金の1350万円やその後の成功報酬など、多額の費用が発生した場合に本当に支払えるのか。グリーン・市民電力の2020年度の予算や今後の見通しなどについて、具体的に説明してほしい。

(グリーンコープ生協(島根) 代議員)

A. グリーン・市民電力は2018年度までは赤字だったが、再生可能エネルギーの発電事業が順調に進み、現在は年間約2000万円の剰余を出せる経営状況にある。着手金や勝訴になった場合の成功報酬、その他立替負担金などの費用についても、グリーン・市民電力の経営の中で賄えると試算している。(グリーンコープ共同体 東原常務理事)

A. 訴訟を起こすことに対して不安を感じておられると受け止めた。各生協でも、当初は多くの組合員が「本当に訴訟を起こすのか」と不安に思ったが、この3年間検討を重ねる中で、託送料金は原発を温存するための制度ではないことが分かった。多くの人が知らない中で進むこともおかしい。ここで声を上げなければ、原発を容認したことになると考えている。

(グリーンコープ共同体 熊野代表理事)

Q. 国を相手に訴訟に向かえば負けると考えていたが、学習会で話を聞くうちに、やはりおかしいと思い、賛成に傾いた。ぜひ訴訟に勝って、広く国民にこの問題を知らせたい。

(グリーンコープかごしま生協 代議員)

Q. 多くの人に知らせるためには、訴訟を起こすだけでなく、メディアに訴えることが必要。メディアへの働きかけについてどのように考えているのか。

(グリーンコープ生協おおさか 代議員)

A. 今後社会に向けてどんなことを訴えていくのか、共同体や各生協の理事会で検討を進めている。グリーンコープ全体としては、新聞協会に加盟する全国の新聞社、全国の生活協同組合と新電力事業者に託送料金問題の不当性について発信していこうと考えている。この間、複数の新聞記者やテレビディレクターがこの問題について関心を持っている。今回訴訟に向かうことについて、報道等さらに働きかけていくことを相談している。

(グリーンコープ共同体 東原常務理事)

三、訴状案

訴状案は別紙のとおりで準備をしています。今後半年間の推移のなかで必要な修正を行うことについて、